

日本企業経営学会研究論集査読規程

第1条 本規程は日本企業経営学会研究論集査読規程という。また本規程を適用する研究論集は、『企業経営研究』、『東Asia企業経営研究』、『国際学術研究大会論文集』（以下「研究論集等」）である。

第2条 研究論集等への投稿原稿に対する査読は下記の要領で行う。

- ① 投稿原稿は、編集委員会から依頼された査読委員で審査する。
- ② 査読は投稿者名及び査読者名を匿名にして行う。
- ③ 掲載原稿の可否は、複数の査読委員による匿名評価によるものとする。
- ④ 査読委員は、A：論文として掲載可、B I：一部修正して論文として掲載可、B II：一部修正して研究ノートとして掲載可、C：掲載不可の4段階で評価し、編集委員会に報告する。
- ⑤ 編集委員会は、査読委員の評価を考慮し、掲載の可否を決定する。
- ⑥ 査読結果「B I」または「B II」の評価で返却された原稿が、特別な事情もなく返却日より2週間以上も再提出されないときは、投稿を取り下げたものとみなす。

第3条 査読の対象と評点、査読の評点の基準となる項目は下記のとおりとする。

1. 研究分野の適格性に関する適格、不適格
不適格の場合は査読の対象としない。
2. 査読結果の評点は：A B I B II Cの4段階による。
3. 評価理由は下記による。
 - ①総評は、下記の評価項目に関する総合的な評価
 - ②研究課題の適不適
 - ③論旨の一貫性と主旨の明確性
 - ④文体、脚注、参考文献などの形式
4. 評点が「B I」または「B II」の場合は修正意見を付記する。

第4条 当学会員以外の者に査読を依頼することができる。この場合の審査の実施・運用及び依頼者の選出は、編集委員長判断で行う。この場合の謝金は15,000円とし、査読終了後、編集委員長よりの連絡を受けて

事務局が支払う。

付則

第1条 この規程は、2013年4月1日より施行する。

第2条 この規程は、2017年12月23日より改定施行する。

第3条 この綺麗は、2022年3月9日より改正施行する。